

法令違反行為等に関する通報等への対応手続に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 範囲外共有等の防止、秘密保持の徹底、利益相反関係の排除等（第10条・第11条）
- 第3章 通報等の受付等（第12条～第15条）
- 第4章 調査及び是正措置（第16条～第19条）
- 第5章 通報者等の保護等（第20条・第21条）
- 第6章 雑則（第22条～第27条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）において、農研機構及び役職員についての法令違反行為等に関する、役職員等からの通報及び相談（以下「通報等」という。）を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、農研機構の法令遵守等を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法令違反行為等 第12条第1項に規定する、農研機構及び役職員による違法若しくは不当な行為又は農研機構の法令遵守の確保及び適正な業務遂行に資する事実をいう（当該法令違反行為等が生じるおそれがある場合を含む。）。
- 二 役職員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 役職員
 - イ 役職員以外で農研機構が定める規程等に基づき受け入れた者
 - ウ 農研機構で働く派遣労働者
 - エ 農研機構と契約関係にある事業者（以下この号において「取引先事業者」という。）の労働者
 - オ 取引先事業者の理事、取締役その他の役員
 - カ 取引先事業者
 - キ アからカまでに掲げる者であった者
 - ク アからキまでに掲げる者のほか農研機構の法令遵守等を確保する上で必要と認め

られる者

三 部課室等 組織規程（27規程第139号）に規定する部、課、室、センター、科、研究領域、グループ、チーム等の組織の単位をいう。

四 通報 農研機構及び役職員による法令違反行為等を知らせることをいう。

五 相談 通報に先立ち又はこれに関連して、必要な助言を受けることをいう。

六 受付 第5条第1項に規定する受付窓口及び第6条第1項に規定する外部窓口（以下「受付窓口等」という。）に対してなされた通報、相談、意見又は苦情等を受けることをいう。

七 受理 受付窓口等に対してなされた通報について、調査又は是正措置を行う必要があるものとして受け付けることをいう。

八 被通報者 その者が法令違反行為等を行った、行っている、又は行おうとしていると通報された者をいう。

（理事長の責務）

第3条 理事長は、農研機構における法令違反行為等に関する通報等への対応に関する業務の最高責任者として、通報等が適切に取り扱われるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

（総括通報等責任者）

第4条 農研機構に、役職員等から受付窓口等に対してなされる通報等への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、内部統制の推進に関する規程（28規程第153号。以下「内部統制推進規程」という。）第5条第1項に規定する内部統制担当役員をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する手続の整備、研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理、通報等を理由とする不利益取扱いの防止その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務の一部を本部内部統制推進部長（以下「内部統制推進部長」という。）及び本部内部統制推進部内部統制推進課（以下「内部統制推進課」という。）に行わせることができるものとする。

（受付窓口）

第5条 農研機構の内部において通報等を取り扱うため、内部統制推進課のコンプライアンスマネージャーを受付窓口と定め、内部統制推進部長がこれを総括する。

2 受付窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

一 通報等の受付に関すること。

二 受付をした通報等への対応についての意見又は苦情の受付に関すること。

三 通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡調整に関すること。

四 部課室等との連絡調整に関すること。

（外部窓口）

第6条 農研機構の外部において通報者からの匿名性の高い通報等を取り扱うため、農研機構の外部に外部窓口を置き、内部統制推進部長がこれを総括する。

2 外部窓口は、内部統制推進部長が外部の法律事務所等に委託することにより設置するものとし、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事務を取り扱う。

(通報対応業務従事者の指名)

第7条 総括通報等責任者は、受付窓口等において受け付ける通報等への対応に関する業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して通報者等を特定させる事項を伝達される者を、通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)として指名する。

2 前項の指名は、書面により行うなど、従事者となることが明らかとなる方法により行うものとする。

(組織の長等からの独立性の確保に関する措置)

第8条 受付窓口等において受け付ける通報等が理事長、副理事長、理事その他幹部に関係する事案である場合には、当該通報等への対応に関する業務について、これらの者からの独立性を確保しなければならない。

(悪意に基づく通報の禁止)

第9条 通報をしようとする役職員等は、悪意(被通報者を陥れるため、被通報者が行う業務を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること、又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく通報をしてはならない。

第2章 範囲外共有等の防止、秘密保持の徹底、利益相反関係の排除等

(範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第10条 総括通報等責任者は、通報者等が特定されることのないよう、次に掲げる措置をとるものとする。

一 通報者等を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること(以下「範囲外共有」という。)を防ぐための措置及び範囲外共有が行われた場合における適切な救済・回復の措置

二 通報者等を特定しようとする行為(以下「通報者の探索」という。)を防ぐための措置

2 通報等への対応に関与した役職員(通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。)及び外部窓口の担当者は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 通報等への対応に関与した役職員及び外部窓口の担当者は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 通報等への対応に関与する役職員及び外部窓口の担当者は、通報等への対応に関する範囲外共有及び通報者の探索の禁止並びに秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るた

め、通報等への対応の各段階（通報等の受付、調査、是正措置及び通報者等への結果通知の各段階をいう。次条第2項において同じ。）及び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 以下に例示する措置をとることにより、情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

ア 通報等の事案に係る記録・資料（通報等に係る情報を電磁的に管理している場合の電磁的記録を含む。）を閲覧することが可能な者を最小限に限定すること。

イ 通報等の事案に係る記録・資料を施錠管理等すること。

二 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査等が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。次号において同じ。）については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと（通報等の対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

三 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面（電子メールを含む。）による明示の同意を取得すること。

四 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。

五 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

5 受付窓口等における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する規程（17規程第82号）及び情報セキュリティ規程（28規程第161号）に従うものとする。

（利益相反関係の排除）

第11条 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、通報等への対応に関与してはならない。

一 法令等違反行為等の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者（被通報者に限らない。）

二 通報者又は被通報者と親族関係にある者

三 その他、公正な通報事実の調査、法令等違反行為等の是正措置等の検討の実施を阻害しうる者

2 通報等への対応に関与する者は、通報等への対応の各段階において、相互に当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

3 内部統制推進部長は、通報等への対応に関与する役職員が第1項各号に掲げる者に該当する場合（該当することが判明した場合を含む。）は、当該通報等への対応に関与させない。

第3章 通報等の受付等

（受付の範囲及び取扱い）

第12条 受付窓口等は、役職員等からの次の各号に掲げる事実についての通報等を受け付けるものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる事実については農研機構の法令遵守の確保及び適正な業務遂行のために必要と認められるものに限る。

- 一 法令に違反する行為に関する事実
- 二 農研機構が定める規程等に違反する行為に関する事実
- 三 その他、農研機構の法令遵守の確保及び適正な業務遂行に資する事実

2 受付窓口等は、通報等があったときは、法の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付又は通報の受理を拒んではない。

3 受付窓口等は、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努める。

(受付手続)

第13条 受付窓口等は、電子メール、ファクシミリ、郵送、持参その他理事長が別に定める方法により、通報等を受け付けるものとする。

2 受付窓口等は、通報等を受け付けたときは、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報保護の保護に留意しつつ、次に掲げる事項を通報者等に確認するものとする。ただし、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- 一 通報者等の氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス又は住所若しくは居所）
- 二 被通報者の氏名
- 三 通報者等と被通報者との関係
- 四 通報等の内容となる事実の概要と関係する法令等
- 五 前号の事実を裏付ける資料、物件等の有無及びその名称等

3 受付窓口等は、通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（次項及び第15条に規定する説明並びに第5項、第15条、第16条第4項、第19条第7項及び第21条第2項に規定する通知においても、同様とする。）。

- 一 通報等に関する秘密は保持されること。
- 二 個人情報は保護されること。
- 三 通報受付後の手続の流れに関すること。

4 前項において、受付窓口が受け付けた通報等が次の各号に掲げるものである場合の対応は、当該各号に掲げるところによるものとする。

- 一 特定不正行為（試験研究の不正行為の取扱いに関する規程（19規程第107号）第2条第6号に掲げる特定不正行為をいう。）に係る通報等 当該通報等は同規程第6条第5項に規定する不正行為受付窓口に戻付され同規程により取り扱われることを通報者等に説明し、当該通報等を当該不正行為受付窓口に戻付すること。
- 二 不正使用等（研究費の不正使用等の防止に関する規程（27規程第134号）第2条第5号に掲げる不正使用等をいう。）に係る通報等 当該通報等は同規程第9条第

1 項に規定する受付窓口に戻付され同規程により取り扱われることを通報者等に説明し、当該通報等を当該受付窓口に戻付すること。

5 受付窓口は、郵送、電子メール等、通報者等が通報等の到着を確認できない方法によって通報等がなされた場合には、速やかに当該通報者等に対して通報等を受領した旨を通知するよう努めるものとする。

6 外部窓口は、通報等を受け付けたときは、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 通報者等から面談、電話、電子メール等を通じて聴取し、通報等の内容を把握すること。

二 前号の措置により把握した内容を内部統制推進部長に報告し、通報等への対応について内部統制推進部長の指示を求めること。

三 前号の指示に従って通報等の対応を行うこと。

(受理手続)

第14条 内部統制推進部長は、受付窓口等が受け付けた通報について、総括通報等責任者及び監事に報告するものとする。

2 総括通報等責任者は、前項の規定による報告を受けた後は、法の趣旨を踏まえて当該報告に係る通報に関して調査又は是正措置を行う必要性について十分に検討し、当該通報を受理するかどうかを判断するものとする。

3 総括通報等責任者は、通報を受理するときは、その旨を理事長及び監事に報告するとともに、内部統制推進部長に通知するものとする。この場合において、当該通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

4 総括通報等責任者は、通報を受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は、その旨及びその理由を監事に報告するとともに、内部統制推進部長に通知するものとする。

(受理等の通知)

第15条 内部統制推進部長は、前条第3項又は第4項の規定による通知の内容を通報者等に通知するものとする。この場合において、通報を受理する旨を通知するときは、当該通報を行った通報者に対して、通報者本人からの情報流出によって通報者が特定されることを防ぐため、通報者本人も情報管理に十分留意すべきことを併せて説明するものとする。

第4章 調査及び是正措置

(調査の実施)

第16条 総括通報等責任者は、通報を受理した後は、理事、内部統制推進部長及び本内部統制推進部（以下「内部統制推進部」という。）に所属する職員に通報事実の調査を行わせるものとする。

2 理事、内部統制推進部長及び内部統制推進部に所属する職員は、前項の調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が被通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相

当と認められる方法で行うものとする。

- 3 総括通報等責任者及び内部統制推進部長は、調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。
- 4 内部統制推進部長は、調査の進捗状況について、総括通報等責任者及び監事に対して適宜報告するとともに、通報者に対しては、適正な業務執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、適宜通知するものとする。
- 5 総括通報等責任者は、前項の報告を受けたときは、その都度、理事長に報告するものとする。

(調査の方法)

- 第17条 通報事実の調査に当たっては、通報者等から面談、電話、電子メール等を通じて聴取を行い、通報事実の内容を把握し、当該内容を、通報者等に提示して、内容に誤りがないか確認するよう努める。
- 2 通報に関して調査又は是正措置を行う必要性がないとして調査を終了する場合には、通報を受領したこと、又は調査を実施したことについて被通報者の上司に知らせないものとする。ただし、調査の実施の過程で、既に上司へ聴取を行っている場合を除く。
 - 3 調査の端緒が通報等であることを他の役職員に認識させないように、事案の性質に応じて、適切な措置をとるものとする。

(協力義務等)

- 第18条 内部統制推進部長は、通報事実の調査等に当たり、部課室等の長の協力が必要となる場合には、部課室等の長と連携して調査を行い、是正措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。
- 2 内部統制推進部長ら調査の協力を求められた役職員は、調査に誠実に協力しなければならない。調査を妨害する行為をしてはならない。

(調査結果に基づく措置)

- 第19条 内部統制推進部長は、通報事実の調査が終了したときは、速やかに、その結果を取りまとめ、総括通報等責任者及び監事に報告しなければならない。
- 2 総括通報等責任者は、前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事案に第12条第1項各号に掲げる事実があるかどうか、及び当該報告に係る通報が悪意に基づくものであるかどうかの認定を行った上で、理事長及び監事に報告するものとする。この場合において、総括通報等責任者は、通報が悪意に基づくものである旨の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えるものとする。
 - 3 理事長は、前項の規定により報告を受けた事案（以下「報告事案」という。）が内部統制上の重大な問題（内部統制推進規程第2条第2項に規定する内部統制上の重大な問題をいう。）に該当すると認めるときは、同規程第3条第6項の規定に基づき、同条第1項に規定する内部統制委員会（以下「委員会」という。）を招集するものとする。

- 4 前項の規定により招集された委員会は、内部統制推進規程第3条第2項の規定に基づき、報告事案に係る対策及び改善策の検討について審議を行い、決定するものとする。
- 5 総括通報等責任者は、次の各号に掲げる報告事案に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置をとるものとする。
 - 一 前項の規定により改善策が決定された報告事案 その対象となる部課室等の長に対し当該改善策をとるよう命ずること。
 - 二 第2項の規定により第12条第1項各号に掲げる事実があると認定した報告事案（前号に該当するものを除く。） その対象となる部課室等の長に対し是正措置及び再発防止策をとるよう命ずること。
 - 三 第2項の規定により第12条第1項各号に掲げる事実がないと認定した報告事案 その旨を内部統制推進部長に通知すること。
- 6 前項第1号又は第2号の規定により改善策又は是正措置及び再発防止策（以下この条において「改善策等の措置」という。）をとるよう命ぜられた部課室等の長は、直ちに改善策等の措置をとるものとし、改善策等の措置をとった場合にはその内容を総括通報等責任者、内部統制推進部長に報告するものとする。
- 7 内部統制推進部長は、改善策等の措置がとられた場合又は第5項第3号の通知を受けた場合には、その内容を、監事に速やかに報告するとともに、農研機構における適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。
- 8 内部統制推進部長は、改善策等の措置をとった後、法令違反行為等が再発していないか、改善策等の措置が十分に機能しているか確認するとともに、新たな改善策等の措置をとる必要があると認める場合には、その旨を総括通報等責任者及び監事に報告するものとする。
- 9 総括通報等責任者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、新たな改善策等の措置をとるものとする。
- 10 理事長は、法令違反行為等の事実がある旨の認定又は通報が悪意に基づくものである旨の認定が確定した場合は、必要に応じて次に掲げる措置を行う。
 - 一 当該認定に係る被認定者に対する告訴、告発、請求その他の必要な措置
 - 二 当該認定に係る被認定者が職員である場合には、職員就業規則（被認定者が再雇用職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあつては同規則、契約職員就業規則の適用を受ける職員である場合にあつては同規則）及び職員の懲戒等に関する規程（13規程第21号）に基づく処分

第5章 通報者等の保護等

（通報者等の保護）

第20条 役職員は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、通報等を行った役職員に対し、通報等を行ったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項における不利益な取扱いとは、例えば次に掲げる行為をいう。

- 一 役職員たる地位の得喪に関する行為（解雇、辞職の強要、任期の更新拒否、本採用

- ・再雇用の拒否、休職等)
- 二 人事上の取扱いに関する行為（降格、降任、不利益な配置換・転任・長期出張等の命令、昇進・昇格における不利益な取扱い、懲戒処分（懲戒（職員就業規則第81条、再雇用職員就業規則第52条又は契約職員就業規則第53条に規定する懲戒をいう。）に処することをいう。以下同じ。）等）
- 三 経済待遇上の取扱いに関する行為（減給その他手当等における不利益な取扱い、不当な損害賠償請求等）
- 四 精神上又は生活上の取扱いに関する行為（事実上の嫌がらせ等）
- 3 役職員（通報等への対応に関与した者を除く。）は、通報者の探索をしてはならない。
- 4 内部統制推進部長は、被通報者が、通報者等の存在を知り得る場合には、被通報者が通報者等に対して第1項に規定する不利益な取扱いを行うことがないように、被通報者に対して、注意喚起をする等の措置をとるものとする。
- 5 内部統制推進部長は、通報等の対応の終了後、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認する。
- 6 内部統制推進部長は、通報者等が、第1項に規定する不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、その旨を総括通報等責任者及び監事に報告するものとする。
- 7 総括通報等責任者は、前項の報告を受けたときは、これを是正し得る者に通知し是正を命ずるなど、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うものとする。
- 8 総括通報等責任者は、前項のフォローアップを行ったときは、その内容を理事長及び監事に報告するものとする。
- 9 理事長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、懲戒処分等を行わない。
- 10 理事長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の業務遂行を全面的に禁止し、又は被通報者に対する懲戒処分等を行わない。

（意見又は苦情への対応）

- 第21条 内部統制推進部長は、受付窓口等に対する通報等への対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。
- 2 前項の申出の内容が、通報等への対応に関する秘密及び個人情報の漏洩、通報に関する調査及び是正措置の遅滞、不適切な調査の実施その他受付窓口等の不適切な対応に関するものである場合には、内部統制推進部長は、速やかに苦情に係る受付窓口等における対応状況を確認し、必要な是正措置等をとった上で、その結果を通報者等に通知するものとする。

第6章 雑則

（法及び本規程の周知等）

- 第22条 内部統制推進部長は、農研機構における通報等への適切な対応を推進するため、役職員等に対して適切な方法により、法及び本規程に基づく通報等の方法、通報等

の取扱い、通報者等の保護の仕組み等について、周知するものとする。

- 2 内部統制推進部長は、前項の事務を、内部統制推進課に行わせることができる。
- 3 受付窓口等は、通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組みについて役職員等から問合せがあった場合には、教示するものとする。

(内部統制推進部における通報対応の報告)

第23条 内部統制推進部長は、受け付けた通報等の処理状況等を、半期ごとに総括通報等責任者に報告するものとする。

- 2 総括通報等責任者は、前項の報告を受けたときは、その都度、委員会及び監事に報告するものとする。

(情報システムによる手続)

第24条 この規程に基づく通報等及び通報等への対応手続は、情報システム(情報システム利用規程(20規程第114号)第2条第8号に規定する情報システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(他の規程等との関係)

第25条 通報等への対応手続については、他の規程等に特別の定めがある場合を除くほか、本規程の定めるところによる。

第26条 本規程は、役職員等が本規程に規定する者以外の役職員に対し通報等を行うことを妨げるものではない。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、通報等への対応手続に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

附 則(令和3.4.1 03-14規程第174-1号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4.4.1 04-4規程第174-2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4.11.21 04-17規程第174-3号)

この規程は、令和4年11月21日から施行する。

附 則（令和5.1.26 04-21規程第174-4号）
この規程は、令和5年2月1日から施行する。